

宛名管理WT_宛名管理に関する課題

2022年11月

デジタル庁

宛名管理に関する課題の全体像

宛名管理に関して取り上げるサブ課題は以下のとおり。

1. 宛名管理そのものに関する疑義や変更要望

- 1.1.1.住民を含む宛名番号の付番機能・宛名情報の集約
- 1.1.2.住登外者宛名情報の一元管理
- 1.1.3.団体内統合宛名機能の拡張による住登外者宛名の管理
- 1.1.4.住登外者の支援措置対象者情報の一元管理
- 1.1.5.税宛名との関係の明確化（法人宛名、固定資産税の共有者）
- 1.2.1.住民記録システムとの宛名番号統合を見送った理由の確認
- 1.2.2.住登外者の宛名番号のみを管理対象とした理由の確認
- 1.2.3.住登外者宛名番号管理機能の任意化

2. 宛名管理の仕様の疑義や不足の解消

- 2.1.1.宛名管理システムを含めた役割分担・運用フローの明確化、連携仕様の規定
- 2.1.2.宛名番号（住登者・住登外者）の付番方針明確化
- 2.1.3.住登外者転入時の宛名番号の引き継ぎ
- 2.1.4.住民⇔住登外者間異動発生時の運用フローとデータ更新仕様の明確化
- 2.1.5.排他制御・解除の仕様明確化
- 2.1.6.住登外者宛名番号管理機能における履歴管理の仕様規定要否
- 2.2.1.後追いで個人番号が判明した場合の住登外者の登録フローの確認
- 2.2.2.各基幹業務システムにおける転入者の住民情報と元の住登外者情報を統合方法の確認
- 2.2.3.住登外者の情報の統合等の契機明確化
- 2.2.4.他業務システムにて登録された住登外データの更新・削除の可否の明確化
- 2.2.5.住登外宛名番号廃止のフローの精査

2.2.6.宛名番号の統合と名寄せの取扱い確認

2.2.7.特殊な事情により業務に閉じたデータ利用が必要な場合の宛名管理方針

2.2.8.外国人氏名の入力方法の確認

2.2.9.住民記録システムにおける再転入者検索の対象への住登外者の追加

2.2.10.転出後に住登外者となった場合の住民票の除票の取扱いの確認

3. 住登外者の名寄せ・移行の方針確認

3.1.1.住登外者宛名番号管理の既存データの名寄せ方針明確化

3.2.1.住登外者宛名番号の再付番の考え方の明確化

3.2.2.住登外者の初期セットアップの実施主体の明確化

3.2.3.運用フローにおける住登外者宛名番号管理機能への登録タイミングの明確化

4. その他

4.2.1.本人確認・個人の特定方法の確認

4.2.2.基本4情報以外の識別情報（マイナンバー）による本人確認方法の整理

4.2.3.システム跨ぎの基本4情報を利用した本人確認方法の確認

4.2.4.共通的な宛名情報の相互利用の検討スケジュールの確認

4.2.5.申請管理における本人特定のためのAPI追加

4.2.6.団体内統合宛名機能における変換処理の確認

1. 宛名管理そのものに関する疑義や変更 要望

1.1.1.住民を含む宛名番号の付番機能・宛名情報の集約

宛名管理のあるべき姿は、住民（住登者）も含めた宛名情報の一元管理である旨の意見が多く寄せられた。

仕様書の規定

共通機能標準仕様書:本編

特になし（住登外者の宛名番号の管理に特化した機能として規定）

※検討経緯は、10/12検討経緯資料にて整理



構成員の意見

- ✓ **住登者を含めた付番管理と宛名管理を切り離すことは困難**と考える。
- ✓ 個人（住登者及び住登外者）の情報を一元的に管理するためには、宛名管理システムに宛名番号管理機能を配置し、各業務システムにおいて重複する個人の情報を保持しないようシステムで対応するのが合理的と考えるため。住民宛名の宛名管理の検討が必要な理由ですが、住民の宛名番号と基本四情報を管理せず、名寄せができない状況にすることは、上述のリスクに当たると考えるためです。**住登外のみを共通機能で管理した場合、既に住民宛名として登録されている方を、住登外宛名として登録しようとした場合に、同一人物が登録済みであることのチェックができません。不要な宛名が増えることになるため、避けるべきだ**と考えます。
- ✓ 宛名管理システムは特定の個人（法人）の宛名情報の一元管理、宛名番号の付番は住民と住登外者が別管理となっている。住登外者宛名番号管理標準仕様書の業務フローでも住登外者が住民になった場合、住登外者宛名から削除する管理になっているが、住民は住民記録で付番し、住登外者は住登外者宛名番号で管理することによるデメリットも大きい。**税業務など過年度に渡る事務が必要な業務の手続きなどを考えると、番号管理の変更による業務へのインパクトが大きい**と考える。また、**名寄せに関しては住登者と住登外者の名寄せが基本**であり、住登外者の宛名番号のみを共通標準仕様で規定するメリット・デメリットの整理が必要と考える。
- ✓ **付番行為は一元的に管理され、統ルール、統一基準において付番されることが必要**となる。ワンスオンリーでは業務間のデータ連携、データ共有が前提となるが、その際に**個人の識別子がバラバラの基準で付番され、正確に個人が紐付かない状況となることは許容されない**からである。また、複数業務で共通に利用されるデータは宛名番号で一元的に管理されるべきである。そもそもデータ連携、共有が前提であり、それらが複数箇所に分散され、個別に管理される状態は無意味である。宛名番号付番の一元化実現手段としてはいくつかの方法が考えられる**番号付番システムの導入住基、住登外共通に利用する番号付番システムを共通機能として実装し、付番管理**を行う。

1.1.1.住民を含む宛名番号の付番機能・宛名情報の集約

宛名番号の管理・付番を一体的に行うことについて、特に当該機能の可用性の確保についての観点から、構成員のご意見を踏まえて検討することとしたい。

考え方

ワンズオンリーの観点から将来的な**宛名“情報”の一元管理が望ましい**と考えられるが、住登外者の宛名情報の一元管理には**制度的な整理が必要**なこと、また、仕様見直しによる**移行スケジュールへの影響が大きい**ことを踏まえ、**移行支援期間（2025年度まで）後の検討課題と整理**する

上記の将来像の実現に向けて、**宛名“番号”の一元管理**（住民宛名番号の付番の、住登外者宛名番号付番と一体化）の**可能性について改めて検討**する



対応方針（案）

取り扱い

（未定）

内容

住民の宛名番号付番を共通機能に集約することについて、構成員のご意見を踏まえて改めて検討したい。

<構成員への情報提供依頼>

宛名番号の付番機能を集約することの是非について、ご意見をお願いいたします。

考慮すべき事項

・住民記録システムにおいて、特に転入が集中する時期においては特にレスポンスの遅延や共通機能が稼働せず、業務が滞ることについての懸念がある。

1.1.2.住登外者宛名情報の一元管理

住登外者宛名番号管理機能において、宛名番号の付番だけでなく、宛名情報も管理すべきではないかの意見が多く寄せられた。

仕様書の規定

共通機能標準仕様書:本編
住登外者の宛名番号の付番管理を行う機能として規定。
住登外者の名寄せに利用する**最低限の項目**として以下を保持

- 個人番号
- 基本4情報

構成員の意見

- ✓ 住登外者宛名番号管理機能の排他制御が複雑になることをうけて、各業務システムから住登外者宛名番号管理機能に付番依頼をするという仕組みではなく、**住登外者宛名管理機能（宛名番号の付番管理ではなく）を構築し、住登外者の宛名を一元管理する仕組みを構築**することを検討しても良いと考える。職員が直接、住登外者宛名管理機能に住登外者情報を登録し、その情報を各業務システムが照会するというイメージ。現状検討されている宛名管理システムは住民＋住登外を一元管理する仕組みだが、それが難しいのであれば住登外情報のみを一元管理する仕組みを構築することを検討しても良いと考える。
- ✓ 住登外者宛名番号管理機能について、付番時の候補者抽出時には、他の業務システムで登録した住登外者も抽出されるのか？される場合、付番処理をした業務システムで登録しようとしている住登外情報と、**他の業務システムで既に登録されている住登外情報で内容の違いがある場合、どちらかの情報が上書きされてしまうのか？**また、住登外から住民、逆に住民から住登外になるケースにおいても**他業務システムとの登録内容差異が生じることが想定されるが、どの情報が優先して登録されるか？**登録順で上書きされてしまうか？⇒上書きされる場合、各業務システムと登外者宛名番号管理機能でデータの不整合が発生する可能性がある。住登外情報がどの業務システムでどのような情報を登録したのかを管理するであるとか、住登外情報は共通機能で一元管理するといった形も検討する必要があると考える。登外者宛名番号管理機能について、他の業務システムと情報を共有する場合の仕様を整理するため。
- ✓ 連絡先情報、送付先情報の管理について、**宛名情報において、連絡先情報、送付先情報を一元管理する必要性を確認したい**。管理する場合、連絡先、送付先は業務ごとに異なるケースがあり、その部分の考慮が必要となる。

1.1.2.住登外者宛名情報の一元管理

住登外者の宛名番号管理を行う機能とする考え方は維持しつつも、住登外者宛名番号管理機能で保持する基本4情報の位置づけや他の基幹業務システムとの同期は必ずしも必須ではないことを改めて示すこととし、必要に応じて仕様書に明記することを検討する。

考え方

各基幹業務で取得した住登外者の情報を、他の業務に共有する(少なくとも参照可能な状態にする)ことは、制度的な整理が必要であることから、各基幹業務システムに分散した管理を原則とすべき

一方で、住登外者の宛名番号管理機能のみを管理するに至った経緯(他の選択肢との比較検討の結果)について改めて説明が必要



内容

対応方針（案）

取り扱い

4_既存仕様にて規定済

住登外者について、宛名番号の付番機能という位置づけを維持。また、不要な宛名を増やさないため、個人番号を把握できないケースにも名寄せができるように、住登外者の基本4情報を付番のための情報として保持する（既存仕様を維持）。

住登外者の連絡先情報/送付先情報については、横並び調整方針において、宛名情報は標準化対象外として独自施策システムと整理したことから、管理対象外とする（既存仕様を維持）。

なお、住登外者の基本4情報の正本については各基幹業務システムにて管理することとしており、またその基本4情報を他の基幹業務システムが反映するかどうかは業務ごとの判断としている。

この考え方が明確になるようにするため、住登外者宛名番号管理機能で保有する基本4情報は付番のためであることを標準仕様書に明記することを検討する。

1.1.3.団体内統合宛名機能の拡張による住登外者宛名の管理

複数の宛名番号が乱立することは好ましくなく、団体内統合宛名の機能を拡張し住登外者宛名も含めて一体的に管理すべきとの意見が寄せられた。

仕様書の規定

共通機能標準仕様書：
本編

住登外者宛名番号管理機能と団体内統合宛名機能を、それぞれ別の独立した機能として規定

構成員の意見

- ✓ 宛名番号付番の一元化実現の1つの手段として団体内統合宛名の拡充が考えられる。**現在、団体内統合宛名番号は個人番号と紐づく個人にしか付番されない。**よって、個人番号利用事務に該当しない事務で住登外として補足された個人には付番されない。**これを拡充し、あらゆる個人に団体内統合宛名番号を付番する。ただし、個人番号と紐付かない場合は一種の団体内統合宛名候補番号として付番し、将来的に個人番号と紐づく状態になったさい、そのままの番号で紐付けを行う。**この場合、機能も運用ルールも団体内統合宛名のそれが利用できるメリットがある。
- ✓ 「④団体内統合宛名番号を採用しない理由」について「宛名番号を用いる業務システムはマイナンバー利用事務に限らず多岐に渡るため、団体内統合宛名番号を利用しないこととした。」とあります。現状はそのとおりですが、**団体内統合宛名機能において、マイナンバーと紐付かない状態での団体内宛名番号付番を可能とする、後にマイナンバーと紐付いた場合、紐付けを追加できる機能を追加するの大きく2点の対応を行うことで実現可能ではないでしょうか。**別途、宛名管理機能を構築し、個々の業務に追加対応を行うより低コストで対応できるのではないのでしょうか。すでに団体内統合宛名番号に対応している業務についてはシステム連携時に団体内統合宛名番号を利用すると考えるだけで、改造不要の場合も考えられます。団体内統合宛名番号に対応していない業務については、「宛名番号」部分に「団体内統合宛名番号」を格納するだけです。「現状システムごとに管理されている住登外者宛名番号をすべて名寄せする必要がある」とありますが、名寄せの問題はどのような方式でも同じではないのでしょうか。むしろ、団体内統合宛名番号を採用した場合、団体内統合宛名番号に対応している業務については何ら作業が不要です。対応していない業務については対応必要ですが、それは別の宛名番号を採用しても同じ事情となります。既存の宛名番号をそのまま使い続けることについては、業務内に閉じた利用では問題ありませんが、業務間連携では利用できません。業務に閉じた利用が必要な場合は、宛名番号、団体内統合宛名番号と双方を保持する形式にすることで対応可能です。これも新規に宛名番号を付番する場合においても類似の工夫が必要です。全体として、**団体内統合宛名番号を宛名番号として利用する案が最も費用対効果が高いと考えます。**
- ✓ 団体統合宛名機能との関連を改めて整理したい



1.1.3.団体内統合宛名機能の拡張による住登外者宛名の管理

団体内統合宛名機能と住登外者宛名番号管理機能の2機能を一体的に構築する際の考え方をリファレンスとして年度末の仕様書改定に向けて整備することとする。

考え方

団体内統合宛名機能と住登外者宛名番号管理機能の機能統合について、制度的な制約はない

一方で、当該2機能の機能統合は共通機能の標準仕様書の規定内容への影響が極めて大きい



内容

対応方針（案）

取り扱い

2_リファレンス提供（強制力はない）

2機能を一体的に構築する場合の考え方をリファレンスとして提供することとする。その際的前提は以下の通りとする。

<前提事項>

- ① 団体内統合宛名番号と宛名番号（住民宛名番号、住登外者宛名番号）は別の項目として管理する（共通機能への移行時、住民の団体内統合宛名番号もしくは宛名番号の再付番、全住登外者の統合等の対応が必要となることから選択しない）
- ② 個人番号を取得していない住登外者については、団体内統合宛名番号は付番せず住登外者宛名番号のみを付番する（個人番号を持たない団体内統合宛名が存在することは中間サーバ連携時に対象者を除外する等のコストがかかることから選択しない）

<リファレンスとして規定する内容（想定）>

- ① 一体的な付番機能（API）の利用方法
- ② 一体的なデータの持ち方
- ③ 住民→住登外者、住登外者→住民の宛名番号の引き継ぎの考え方
- ④ 独自施策システムとして整理した、宛名管理システムとの関連性

1.1.4.住登外者の支援措置対象者情報の一元管理

DV支援措置対象者情報は漏れないようにする必要性が高いことから、住民記録システムで管理する住民についてのみだけでなく、住登外者についても一元管理すべきとの意見が複数寄せられた。

仕様書の規定

共通機能標準仕様書

特段規定なし

横並び調整方針

住民記録システムにおける住民のDV等支援対象者の管理と、用語の定義

(住登外者に関する一元管理に関する規定なし)

21 DV等支援措置に関すること

○DV等支援対象者の保護の観点から、住民記録システムから支援措置対象情報を連携するすべての基幹業務システムの標準仕様書において、次のとおり表記を統一する。

「DV等支援措置対象者」又は「支援対象者」など、支援措置対象者を表す表記については、「支援措置対象者」とする。

「支援措置対象者における特別事情（DV等）に関する情報」など支援措置対象者情報を表す表記について「支援措置対象者情報」とする。

「支援措置期間中」とのみ規定しているものは「支援措置期間及び仮支援措置期間中」とする。

構成員の意見

- ✓ 支援措置対象者情報の一元管理（共通機能の追加）が必要。支援措置対象者情報は、自治体中間サーバーにて自動応答不可フラグ設定を行う等により、各自治体では全庁的な運用やデータ整備が進んでいるとは思いますが、管理方法や連携範囲がそれぞれとなっております。**各業務で管理する支援措置対象者情報（住民の命に係わる重要な情報）を集約し共有することで、自治体職員はより適切な対応が可能**になると考えます。14日検討会の資料4のP4の図に対する対応イメージは次のとおりです。

○住民記録システム ⇒ 枠内に支援措置対象者情報を追記

○支援措置対象者管理機能（共通機能）を追加 住民記録システムから支援措置対象者情報を提供し、各業務から照会、提供する

○宛名管理システム（独自施策）

⇒ 枠内に支援措置対象者情報を追記、税務システム等との→は双方向に変更

- ✓ 宛名管理に関する議論であることは理解していますが、**支援措置対象者の情報について、一元管理が必須**と考えています。共通機能として定義すべきではないでしょうか。税務システム標準仕様書の「1.3.1.支援措置対象者への発行抑止」の要件の考え方・理由より、**支援措置対象者の情報について、住登者は住民記録システムからの連携とされているが、住登外者の取り扱いがあいまいなため。また、住登外者は現在各業務システムで保有することとされているが、支援措置対象者の情報は一元管理し、絶対に漏らさずに対応する必要がある**と考えるため。

1.1.4.住登外者の支援措置対象者情報の一元管理

移行支援期間（令和5～7年度）終了後のスコープとし、直近の仕様書改定においては当該機能の追加を行わず、宛名番号の付番に特化した機能としたい。

考え方

・令和4年度末の仕様書改定に向けて、新たな機能をスコープに入れるのは困難。

・各業務側の仕様書においても機能追加が必要であるが、移行支援期間（令和5～7年度）における改定は行わない方針である。



内容

対応方針（案）

取り扱い

9_その他

直近の仕様書改定には含めず、移行支援期間（令和5～7年度）終了後のスコープとする。

1.1.5.税宛名との関係の明確化（法人宛名、固定資産税の共有者）

税宛名で利用する法人宛名等との関係性や取扱いについて明確にする必要があるのではないかと意見が複数寄せられた。

仕様書の規定

共通機能標準仕様書

特段規定なし

横並び調整方針

法人宛名は、独自施策システムとしての宛名管理システムでの管理を想定した記載（固定資産税の共有者に関する規定はなし）

5. 宛名番号に関すること

○いわゆる「宛名管理システム」と呼ばれているものについては、特定の個人（法人）の住所や連絡先等の宛名情報を一元的に管理するためのシステムを指す場合と、宛名番号（住民宛名番号又は住登外者宛名番号）を付番するためのシステムを指す場合が混在している。

○標準仕様書においては、「**宛名管理システム**」とは、**特定の個人（法人）の住所や連絡先等の宛名情報を一元的に管理するためのシステム**を指すものと整理をする。

構成員の意見

- ✓ **税宛名との運用統合の議論が不足**している
- ✓ 法人宛名の宛名番号管理の検討が必要。前提として、**現時点の共通機能要件は最低限のものとするのが良い**と考えます。理由は、普遍的なベストプラクティスが現時点で存在しないためです。各ベンダーの共通機能は、各ベンダーの業務システムを前提として構築されたものであり、標準準拠システムを前提としたベストプラクティスでは無いと考えます。また、自治体様の運用も利用しているベンダーのシステムを前提としているため、同様と考えます。したがって、今後、それぞれの自治体様やベンダーにて、標準準拠システムを前提とした共通機能の運用を模索し、実績が積まれた段階でベストプラクティスを判断するのが良いと考えます。よって、現時点では、**自治体様やベンダーが、運用を模索する余地を残す仕様にする必要がある**と考えます。ただし、後日ベストプラクティスが判断できた際に、ベストプラクティスの導入を阻害するようなリスクは防止する必要があります。①の検討が必要な理由ですが、主キーにあたる宛名番号を個別に付番することは、上述のリスクに当たると考えるためです。宛名番号に重複が発生する恐れがあります。統合して宛名管理することがベストプラクティスと判断された場合、一度重複した宛名番号を統合するのは困難です。現時点においても、**宛名番号は個人・法人を問わず、共通的に管理すべき**と考えます。
- ✓ 「① 宛名番号」について、宛名情報の整理では対象が自然人に限定されているように見えます。**法人に対する宛名の議論は無かったのでしょうか。**

1.1.5.税宛名との関係の明確化（法人宛名、固定資産税の共有者）

税務システムで利用する法人宛名のほか、固定資産税共有者の宛名管理に関する取り扱いを示すこととします。
また、各宛名番号が重複しない仕組みについてもリファレンスを示すこととします。

考え方

・法人宛名については、個人の宛名と比べ、管理すべき項目の差異が大きい。

・固定資産税共有者については個人として管理する場合、共有者グループとして管理する場合が存在する



対応方針（案）

取り扱い

2_リファレンス提供（強制力はない）

内容

法人宛名管理については、移行支援期間終了後の検討対象とし、移行対象期間中に一元管理を行う場合は、宛名管理システム（独自施策システム）にて管理することとする。

固定資産税共有者については、個人として管理する場合は住登外者宛名番号管理機能を利用することも可能とする。

各宛名番号（住民・住登外者・法人・固定資産共有者）が重複しないルールをリファレンスとして提供する。

#	宛名分類		役割	
			宛名番号の付番	宛名情報の管理
1	住民宛名		住民記録システム (1.1.1.で検討)	住民記録システム
2	住登外者宛名		住登外者宛名番号管理機能	各基幹業務システム
3	法人宛名		各基幹業務システムで管理する、集約管理する場合は宛名管理システム（独自施策システム）を利用する	
4-1	固定資産税共有者	共有者グループ	税務システム	
4-2		共有者個人	住登外者については住登外者宛名番号管理機能を利用可能	税務システム

1.2.その他宛名管理そのものに関するサブ課題への対応方針案

その他サブ課題に紐づく意見に対する、対応方針（案）等は以下のとおり。

サブ課題	構成員の意見	考え方	対応方針（案）	取り扱い
1.2.1.住民記録システムとの宛名番号統合を見送った理由の確認	<p>「②一意の番号としていない検討根拠」について</p> <p>「住民記録システムで出生等の異動処理が、共通機能で宛名番号を付番しないと完了できない、という依存度が高いことを課題」とありますが、総務省はなぜ本件を課題と捉えたのでしょうか。</p> <p>通常、基幹業務システムは当然に共通機能に依存して動作することとなります。よって、共通機能は業務システムより可用性高く構築する必要があります。総務省としては、住民記録システムより共通機能群の可用性が低いとの認識なのでしょう。</p> <p>また、同様の問題は団体内統合宛名機能においても生じると思われますが、総務省は団体内統合宛名機能については課題視していないのでしょうか。</p>	<p>（前提として「住民記録システムで出生等の異動処理が、共通機能で宛名番号を付番しないと完了できない、という依存度が高いことを課題」はベンダからの意見を踏まえた課題である。）</p> <p>住民記録システムにおける異動処理は他業務への影響が大きいこと、即時性が求められることから、住民記録システム内で完結させることが望ましいと判断したものの。</p>	<p>「1.1.1.住民を含む宛名番号の付番機能・宛名情報の集約」にて改めて検討する。</p>	9_その他
1.2.2.住登外者の宛名番号のみを管理対象とした理由の確認	<p>「①宛名番号のみの管理とした理由」について</p> <p>「ベンダーごとに宛名情報として管理している項目について大きな乖離」</p> <p>が宛名番号のみとした理由として挙げられていますが、ベンダーごとに異なっている点こそ標準化対象となるのではないのでしょうか。異なっているので標準化しないというのは標準化の趣旨に反しているのではないのでしょうか。</p>	<p>現状として、標準化するだけ調査、整理が出来ていない。宛名情報の一元管理については、今後のToBeとして検討する。</p> <p>住登外者の情報について、他業務に共有することについて制度的な整理が必要。</p>	<p>将来的には宛名情報の一元管理が望ましいと考えるが、現状のスコープとしては宛名番号の付番管理とし、宛名情報の管理は、宛名管理システムで扱うこととする。</p>	9_その他
1.2.3.住登外者宛名番号管理機能の任意化	<p>住登外者宛名番号管理機能による付番と基幹業務システムへの連携は、任意とすることを検討</p> <p>住登外者宛名番号管理機能による付番と基幹業務システムへの連携については、全基幹業務システムへの影響があることから、例えば標準的な住登外者宛名番号管理機能を保有するシステムを各自治体に配布し、住登外者宛名番号の一元管理可能とできれば、連携対応は不要となり、標準化の推進にもつながると考えられるため。</p>	<p>任意とした場合、宛名番号の一意性がなくなり、システム間連携に支障が生じる。</p> <p>共通機能については、他の業務システムと同様、国が調達するのではなく自治体が整備する方針。</p>	<p>住登外者宛名番号管理機能の連携は必須。</p>	9_その他

2. 宛名管理の仕様の疑義や不足の解消

2.1.1.宛名管理システムを含めた役割分担・運用フローの明確化、連携仕様の規定

独自施策システムと整理した宛名管理システムとの連携仕様を規定すべきという意見や、宛名管理システムを構築する際に、住登外者宛名番号管理機能として規定する運用フローのうちどの点が標準化対象（準拠すべき）かを明確にすべきとの意見が寄せられた。

仕様書の規定

共通機能標準仕様書:本編

住登外者宛名番号管理に関する運用フローのみを規定

横並び調整方針

宛名管理システムを独自施策システムと位置づけることを規定（標準仕様書の規定対象外とする整理）

構成員の意見

- ✓ 宛名管理システムを**独自施策システムとして構築する場合においても各業務システムとの連携要件は標準化しておくべき**
- ✓ **住所地特例などの住登外者については、自システムでは管理しておらず、国保・介護等のシステムで管理している場合がある。**国保・介護等から資格情報を庁内連携で取得する場合、住所地特例などの住登外者が連携データに含まれることが想定される。この場合、宛名管理システムが存在しない場合の運用としては、国保・介護等からの庁内連携の度に、住登外者宛名番号管理機能で住登外者の情報を取得する必要があるという理解で良いか？宛名管理が存在する場合は、宛名管理システムから事前に住登外情報を取得しておくことが可能となるため効率的であると考えるが、その場合は**宛名管理システムから標準準拠システムへの連携仕様を標準仕様として定義しておく必要がある**と考える。独自施策システムだからといって、独自の連携仕様とするのは非効率であるため、**住基システムや住登外者宛名番号管理機能等で使用する連携仕様を宛名管理システムにも実装することを標準仕様として規定する必要がある**と
- ✓ **住所地特例など資格管理系のシステムで管理する住登外情報が必要となる**場合の運用について明確にするために宛名管理システムとの連携仕様を規定すべき
- ✓ **住基システム・住登外者宛名番号管理機能と、宛名管理システムとの連携機能を標準仕様として定義する必要がある**と考える。住登外情報を業務システム側から宛名管理システムに連携するのは非効率であるし、業務システムの標準仕様にも宛名管理システムとの連携仕様は定義されていない。宛名管理システムとの連携仕様を規定すべきと考える。
- ✓ 宛名管理システムは独自施策システムを構築し、標準準拠システムとAPI連携するとなっているが、住登外者宛名番号管理標準仕様書の業務フローは、住登者、住登外者を含めた宛名の異動に関するフローになっている。この中に住登外者の付番に関するAPI連携が記載されているが、**フロー全体に対してどの範囲が標準化対象とするのか実現性含めて明確にする必要がある**と考える。そもそも、基幹業務と宛名管理の役割分担、連携の流れが整理されていなければならない。加えて団体内統合宛名機能との役割分担も必要

2.1.1. 宛名管理システムを含めた役割分担・運用フローの明確化、連携仕様の規定

宛名管理システムで管理するデータを標準化出来ていない現状において、連携要件を定めることは困難。住登外者宛名番号の付番・管理に関しては共通機能標準仕様書の機能要件・業務フローで示している。

考え方

宛名管理システムと基幹業務システムの連携要件を規定することは、宛名番号管理システムが管理するデータを規定することになるため、規定は難しい。

独自施策システムとして構築する宛名管理システムに住登外者宛名番号管理機能を実装することも可能。

住登外者宛名番号の付番・管理に関する機能や運用フローは共通機能標準仕様書にてお示し済み。



対応方針（案）

取り扱い

9_その他

内容

宛名管理システムは独自施策システムと整理しており、連携要件を定義する対象ではない。宛名管理システムを標準化の対象とするとなった場合において、連携要件を検討することとする。

現時点においては、データ要件・連携要件標準仕様書に記載の独自施策システム等連携仕様に基づいて連携を行う必要がある。

宛名管理システムと住登外者宛名番号管理機能を一体的に構築することも可能であり、この場合においても住登外者宛名番号の付番・管理に関しては共通機能標準仕様書の規定に従う必要がある。

2.1.2.宛名番号（住登者・住登外者）の付番方針明確化

住民宛名番号と住登外者宛名番号間の重複排除についても標準仕様書において明確にすべきとの意見が複数寄せられた。

仕様書の規定

共通機能標準仕様書:本編

移行にあたって住登外者宛名番号間の重複を排除する必要があること、運用開始後に住民宛名番号と重複しないような措置が必要であることを規定

2.3.5. 住登外者宛名番号管理に係る既存データの考え方

既存システムから住登外者宛名番号管理機能に係る既存データ（住登外者宛名番号等）を移行する際の考え方を以下に示す。

（中略）

②本機能では、住登外者宛名番号を重複して管理することを想定していないため、**移行する既存システムの住登外者宛名番号が、すでに本機能で利用されている場合、もしくは移行しようとする既存システム間で住登外者宛名番号の重複が発生している場合は、重複を排除**したうえで、本機能に移行する必要がある。

③住登外者宛名番号の**新規付番時に、移行済みの既存データと重複した住登外者宛名番号の付番を回避する必要**がある。

2.3.2. 住登外者宛名番号管理の業務フロー

(1) 住登外者への住登外者宛名番号の付番・管理

② 住登外者宛名番号付番（機能ID 0310001）

（中略）

住登外者宛名番号の付番は、住民記録システム標準仕様書に規定されている住民宛名番号の付番方法と同様の方式とするが、**住民に対して付番する住民宛名番号と重複しないよう措置を講じなければならない。**

構成員の意見

- ✓ 住民記録システムで付番する宛名番号と、住登外者宛名番号管理機能で付番する宛名番号が重複すると、各業務システムでは対応できないことが想定される。両者の宛名番号が一意になる形とすべきである。（検討会資料で公開された宛名管理機能の検討経緯の中で一意の番号としていない旨が記載されていたが、住民と住登外での宛名番号の重複は許容できない。）**住民と住登外での宛名番号の重複は、各業務システムにとって致命的であるため。**
- ✓ 住登外者宛名番号をどのような付番体系とするのか。住登者宛名番号と重複しないような措置とあるが、共通的な仕様を決めるのか。
- ✓ 現在も自治体内で住登外者に統一的な宛名番号を付番しているケースはあるが、付番体系は各自治体によって異なっているため。

2.1.2.宛名番号（住登者・住登外者）の付番方針明確化

住民宛名番号、住登外者宛名番号が重複しないようにすることについては仕様書で規定済であるが、付番方法に関するベースラインを示すこととする。

考え方

住民宛名番号と重複しないようにするための住登外者宛名番号の付番方法の考え方を示す



取り扱い

2_リファレンス提供（強制力はない）

■ 運用開始後の付番

住民記録システムと住登外者宛名番号管理機能が重複しないよう付番する必要があるが、その際の考え方についてベースラインとして示す。

- ・**宛名番号の15桁目で区別**する
- ・**団体内統合宛名で管理している住民宛名番号を参照し、重複がないことを確認**する（※「1. 宛名管理そのものに関する疑義や変更要望」全体の検討結果を踏まえて調整する予定）

内容

参考：データ移行時の宛名番号の重複排除

「3.1.1.住登外者宛名番号管理の既存データの名寄せ方針明確化」にて整理

2.1.3.住登外者転入時の宛名番号の引き継ぎ

住登外者が転入し、住民となった場合に宛名番号を引き継ぐように見直すべきとの意見が多く寄せられた。

仕様書の規定

共通機能標準仕様書:本編

2.3.2.住登外者宛名番号管理の業務フロー

(4)住登外者が住民になった場合の処理

住登外者が住民になった場合、住民記録システムで新規付番された住民宛名番号を基幹業務システムが受け取り、基幹業務システムにおいて住民宛名番号に過去の住登外者宛名番号に関連づいた情報を統合・紐づけすることとしている。



構成員の意見

- ✓ 番号の管理において、住基とそれ以外のシステムが番号を共有できないことにより、住登外から住民になったケースにおいて**職員に不要な作業が発生し、かつ作業誤りのリスクがある**ことから、住民も住登外の宛名番号を引き継ぐ運用を再考いただきたい。
- ✓ 住登外から住民になったケースや名寄せにより、**キー項目である宛名番号が変更されることによる、各業務システム側（住基業務以外）の影響が大きく**、また宛名番号の変更に対応する機能が各業務システムの標準仕様書に記載されていない。
- ✓ 住登外者が住民となった場合、宛名番号をつけ直す運用となっているが、個人を特定する識別子の付け替えはトラブルの危険性が高い。また、様々な形で宛名番号を活用しているシステム、多くのデータ管理で利用しているシステムもあり、**付け直しが困難な場合も多い**
- ✓ 「④転入」について、「住登外者としての登録有無にかかわらず、住民記録システムで新規付番することを想定」とありますが、**ワンズオンリー原則の実現において、当該転入者がすでに自団体において補足され、何らかの情報が管理されているのか、全く新規に知り得た住民であるかは重要な要素**。住民記録システムにおいてもDV 対応などの配慮もあり、再転入に限らず知り得るものならば確認したいのではないかと推察します。総務省が住登外としての登録状況を確認せず、転入処理を実施するほうが望ましいと判断したのはなぜでしょう。1.0版仕様だと運用上のトラブルが多発すると思われるので、特に住登外者が転入したときに宛名コードを振り替える点について仕様の見直しをお願いしたい

2.1.3.住登外者転入時の宛名番号の引き継ぎ

転入処理時に、住登外者の情報を確認する必要があり、住民記録システムにおける業務負荷や番号法上の整理が懸念されるところ、現行システムにおける運用フローや機能要件についてご意見をいただき、対応方針を検討する。

考え方

住登外者の転入において、住登外者宛名番号を引き継ぐこととした場合、転入処理時に住登外者の登録有無の確認が必要であり、業務負荷が懸念される。



対応方針（案）

取り扱

（未定）

内容

住登外者宛名番号を引き継ぐ、もしくは名寄せするにあたり、住民記録システムで転入処理時に住登外者の登録有無を確認することも考えられるが、番号法第9条で住基法の事務が規定されていないことから、転入時に個人番号は利用できないため、当該対応は不可。

以下の対応が考えられる。

① 各基幹業務システムで対応（付番後に照会して名寄せ）

基幹業務システムが住民記録システムから転入者情報を受領後に、住登外者宛名から、住民宛名番号への名寄せ候補を抽出する機能を追加する
→ 横並び調整方針への反映が必要

<構成員への情報提供依頼>

現行システムにおける運用フローや機能要件で、どのように宛名番号の引き継ぎを行っているかについて情報提供をお願いいたします。

2.1.4.住民⇔住登外者間異動発生時の運用フローとデータ更新仕様の明確化

2.1.3.として取り上げた「住登外者転入時」だけでなく、住民・住登外者間の異動パターンの全体をとらえ、現在規定している運用フローや機能要件で十分なのかの検証を行う必要があり、データ更新仕様の整理が必要との意見が寄せられた。

仕様書の規定

共通機能標準仕様書:本編

2.3.2.住登外者宛名番号管理の業務フロー

個人番号の利用を前提(※)に、以下の5つの運用フローを規定

- (1)住登外者への住登外者宛名番号の付番・管理
- (2)住登外者の基本4情報及び個人番号変更
- (3)住民が住登外者になった場合の住民宛名番号の引継
- (4)住登外者が住民になった場合の処理
- (5)標準準拠システムが名寄せを行った場合の更新

※個人番号利用事務において個人番号を利用しない場合、個人番号利用事務以外の事務については、個人番号を利用しない業務フローに読み替える必要があることを規定

共通機能標準仕様書:機能要件

上記フローに対応する機能を規定

構成員の意見

- ✓ 住民⇔住登外者間の異動発生時のフローとデータ更新仕様の整理が必要。住民が住登外者になった場合/住登外者が住民になった場合のみならず、転入/再転入、転出後即課税/後日課税などケースごとのフローを、登録・削除トリガの発信主体と合わせ整理する必要があるため。特に削除は人が気づきオペレーションするのか、パターンによって自動化するのかが機能実装に影響する。
- ✓ 住登者→住登外者の場合は宛名番号を引き継ぎ、住登外者→住登者の場合は新たな宛名番号が振られる仕様で、住民基本台帳以外のシステムで、「2.3.2.住登外者宛名番号管理の業務フロー」のすべてを適切に対応できるのか十分な検討・検証が必要
- ✓ 住基との運用統合の議論が不足している

2.1.4.住民⇔住登外者間異動発生時の運用フローとデータ更新仕様の明確化

他のサブ課題の検討結果を踏まえて、必要な機能が規定されているかについての点検を行うこととする。

考え方

想定される異動パターンに対応するために必要な機能が規定されているかについて点検が必要



対応方針（案）

取り扱い

（未定）

内容

■ 運用フロー

仕様書の改定に向けて、住民記録システムと住登外者宛名番号管理機能間の異動パターンを想定し、既存の運用フローが十分であるかの点検・確認を行い、機能の追加・変更が必要であれば対応する（「1. 宛名管理そのものに関する疑義や変更要望」全体や、「2.1.3.住登外者転入時の宛名番号の引き継ぎ」の対応方針を踏まえて、検討を行う）

- ① 住民→住登外者
- ② 住登外者→住民（転入）
- ③ 住民→住登外者→住民（再転入）

一方、転出後即課税／後日課税等のパターンは、上記異動パターンを踏まえた基幹業務システム内の取扱いと考えられることから、共通機能としては規定しないこととする。

■ データ更新仕様

※ サンプルデータの規定はデータ連携WTのサブ課題と整合をとって対応

2.1.5.排他制御・解除の仕様明確化

住登外者の個人番号や基本4情報の更新時の排他制御と解除の仕様を共通的に定める必要があるとの意見が複数寄せられた。

仕様書の規定

共通機能標準仕様書:本編

■ 候補者宛名基本情報送信（機能ID 0310006）

（中略）なお、候補者宛名基本情報を送信し、標準準拠システムから候補者の選定結果を受信するまでは、同一住登外者の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御できること。

共通機能標準仕様書:機能要件

■ 住登外者宛名情報管理機能（機能ID 0310002）

・住登外者宛名基本情報を住登外者宛名番号管理DBを用いて管理できること。

・住登外者宛名基本情報の登録・更新・削除（※）ができること。

・登録・更新・削除において、排他制御できること。

■ 名寄せ情報管理機能（機能ID 0310008）

・名寄せを行った住登外者宛名基本情報を紐付け、住登外者宛名基本情報の更新等ができること。

・名寄せを行った住登外者宛名基本情報の紐付けを解除し、住登外者宛名基本情報の更新等ができること。

・更新において、排他制御できること。

構成員の意見

- ✓ 排他解除がどこで行われるかの定義は必須
- ✓ 想定される排他制御・解除のタイミングについて、齟齬がないようパターンとして提示いただきたい
- ✓ 住登外者宛名番号管理機能の排他制御について、各種課題が想定される。
 - 複数業務からの住登外者宛名の付番申請に対して、排他制御によって待ち状態にならないような配慮が必要ではないか
 - 排他中はどの業務が掴んでいる、という情報を返す仕組みが必要ではないか
 - 業務システム側の障害によって排他解除のリクエストが出来ない可能性を考慮し、排他制御のタイムアウト制御が必要ではないか

2.1.5.排他制御・解除の仕様明確化

排他制御に係るタイムアウトの規定及び、排他制御がかかっている状態でのリクエストがあった場合に表示する項目等を新たに規定することで仕様を明確化する。

考え方

住登外者宛名番号管理機能における排他制御に関しては、基幹業務システム共通で影響する内容であるため、排他制御時の機能の詳細について、規定することを検討する。



取り扱い

1-1_仕様書への反映（実装必須機能）

排他制御のパターンとして以下を想定し、②、③の対応として必要な機能を追加する。

- ① 既存のフローに沿って基本4情報の更新を行った場合
- ② 住登外者の基本4情報の照会を行ったが、結果的に更新は行わなかった場合
- ③ 排他制御中に当該基幹業務システムが障害等が発生した場合

また、排他制御について以下の機能を規定する。

- ・排他制御を行っているシステム（業務ID）、ユーザID及び排他制御開始時間を表示する機能を新たに規定する。
- ・取得した排他制御を強制的に解除する機能（強制解除までの時間を外部パラメータとする）

<構成員への情報提供依頼>

- ① 上記の機能を追加するにあたり、強制解除時間を外部パラメータ化して自治体ごとに任意に設定可能とするか、1時間等の共通ルールとして規定すべきかについてご回答をお願いいたします。
- ② 共通ルールとする時間について適切な時間についてご意見をお願いいたします。
- ③ 本機能の排他制御のほかにも同様の規定が必要な機能があれば情報提供をお願いいたします。

内容

2.1.6.住登外者宛名番号管理機能における履歴管理の仕様規定要否

住登外者宛名番号管理における履歴管理機能の仕様については、検討の必要性を含め様々な意見が寄せられた。

仕様書の規定

共通機能標準仕様書:本編

特段規定なし

共通機能標準仕様書:FAQ

#27:住登外者の情報が変更になった場合（住登外者で無くなった場合も含む）、どのように変更履歴の管理を行うのですか。

→基本4情報の管理は各基幹業務システム側で行っていただく想定であるため、住登外者宛名番号管理機能において履歴管理に関する機能は規定していません。なお、任意の機能として履歴管理に関する機能を住登外者宛名番号管理機能に実装することは妨げません。

#31:住登外者の削除後も履歴・経緯を確認できるようにする必要があると考えていますが、履歴には登録時の業務IDも保持できますか（利用当時に、どのような事務で使われていた宛名か確認するため）。

→履歴管理に関する機能を任意で実装することは可能です。その際、業務IDを保持することも可能です。

構成員の意見

要検討：8件

＜規定有無の明確化が必要＞

- ✓ **開発機能範囲を確定するために必要**
- ✓ 他業務システムで登録された住登外データを勝手に更新・削除して良いのか疑問
- ✓ **業務システム側で管理するデータ構造にも影響する**

＜規定必要＞

- ✓ 登外者に関する**最新情報であるか否かの判断をするためにも履歴管理は必要**
- ✓ 住登外者宛名番号管理機能として管理する情報を**システム移行時に引き継ぐ必要がある**と考える**同一住登外者に対し複数業務からの情報更新が生じている状況化**において、当該住ため（A社標準システム→B社標準システム）

＜規定不要＞

- ✓ 住登外は利用する業務がその時点で必要な情報のみを管理するものであり**履歴管理をしても住所地の異動等が追えるものではないことから最新のみ参照可能であればよい**（履歴保持をするかどうかの既定は不要と考える）
- ✓ **物理削除・論理削除は各ベンダのデータ保持によるものであり、連携する際正しい結果が返却できれば良いことから規定不要**と考える

検討不要：13件

- ✓ 履歴管理や物理削除・論理削除は**各ベンダのデータモデルに影響を与えること、最新の結果が連携できれば、運用上問題ない**
- ✓ ベンダーごとに検討するべき課題と考えます

2.1.6.住登外者宛名番号管理機能における履歴管理の仕様規定要否

基本4情報等の更新履歴を保持するように新たに機能を追加する。

考え方

住登外者宛名番号管理で管理する基本4情報は多数の基幹業務システムが更新を行うため、更新内容を照会できるよう更新履歴を管理する必要がある



取り扱い

1-1_仕様書への反映（実装必須機能）

「基本4情報更新履歴管理機能」として、以下の内容を機能要件に追加する。

#	機能名称	機能要件	取り扱い
1	基本4情報等更新履歴管理機能	基本4情報や個人番号の更新を行った基幹業務システム（業務ID）、更新日時、更新内容を管理できること。	新たに規定
2	名寄せ情報管理機能	名寄せを行った情報（履歴）を管理できること。	規定済み （機能ID 0310008）

内容

<構成員への情報提供依頼>

住登外者宛名番号管理機能に限らず、機能別連携仕様で規定するIF全般において、論理削除が必要なIFに明示的なフラグの規定（項目追加）が必要かについてご意見をお願いいたします。

※物理削除については、大規模なデータ更新エラー等の障害時の補正においてベンダの責任において例外的に行うものと想定しており、標準仕様としては特段規定はしない

2.2.その他仕様の疑義や不足の解消に関するサブ課題対応方針案

その他サブ課題に紐づく意見に対する、対応方針（案）等は以下のとおり。

サブ課題	構成員の意見	考え方	対応方針（案）	取り扱い
2.2.1.後追いで個人番号が判明した場合の住登外者の登録フローの確認	住登外の登録においては、4情報のみ入手していったん登録し、その後、CS端末などで個人番号を調査し後から入力する運用もある。その場合は、「住登外者の基本4情報及び個人番号変更」のフローと考えればよいか。	—	ご認識の通り。	4_既存仕様にて規定済
2.2.2.各基幹業務システムにおける転入者の住民情報と元の住登外者情報を統合方法の確認	「④転入」について 「住民記録システム以外のシステムにおいて転入者の住民情報と元の住登外者情報を統合することが可能」とありますが、具体的にどのように実施される想定でしょうか。それは現状、住民記録システムから取得する転入者情報を用いて実施する想定でしょうか。	—	ご認識の通り。住民記録システムから取得する転入者情報に、既に基幹業務システムで保有している住登外者の宛名情報を名寄せすることを想定（基幹業務システム内の処理となる想定）。	4_既存仕様にて規定済
2.2.3.住登外者の情報の統合等の契機明確化	以下の<資料>で示されている「③ 住登外者の情報の統合等」を実施する契機が読み取れないため、明確化する必要があると考えます。 <資料> 参考資料1 地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【1.0版】.pdf ↳2.3.2. 住登外者宛名番号管理の業務フロー ↳(4) 住登外者が住民になった場合の処理 また、その後の「④ 住登外者情報更新」について、どの標準準拠システムで対象業務を判別する想定であるか読み取れないため、明確化する必要があると考えます。	—	③ 住登外者の情報の統合等 現状のフローでは、住民記録システムの転入者情報の取得が契機となる想定。「2.1.3.住登外者転入時の宛名番号の引き継ぎ」の結果を踏まえて更新となる可能性あり。 ④ 住登外者情報更新 自らの標準準拠システムに閉じて業務DBを更新する想定です（他の基幹業務システムに連携することは意図していません）	(未定)

2.2.その他仕様の疑義や不足の解消に関するサブ課題対応方針案

つづき

サブ課題	構成員の意見	考え方	対応方針（案）	取り扱い
2.2.4.他業務システムにて登録された住登外データの更新・削除の可否の明確化	他業務システムで登録された住登外データを勝手に更新・削除して良いのか疑問	—	基本4情報の更新については、あくまで付番のための情報なので問題ないものと整理。 宛名番号の削除については、当該業務IDのみを削除するため、他の業務が利用する宛名番号が削除されることはない。	4_既存仕様にて規定済
2.2.5.住登外宛名番号廃止のフローの精査	住登外宛名番号を利用している業務を管理し、すべての業務から削除された時点で住登外宛名番号廃止のフローとなっているが、管理が煩雑でミスが起こる危険性がある	—	各基幹業務システムにおいては、自らの業務IDのみを削除し、宛名番号の廃止は住登外宛名番号管理機能が担うため、オペレーションミスは発生しない想定。	4_既存仕様にて規定済
2.2.6.宛名番号の統合と名寄せの取扱い確認	宛名管理WT_検討概要資料の④転入2. について、「元の住登外者情報を統合することが可能」の「統合」は宛名番号を一つにまとめることになるか。 住民記録システムで新規付番された宛名番号を、元の住登外者宛名番号に対して統合更新することは、過年度の履歴データ等の整合性に問題が出るため、「元の住登外者情報を特定(名寄せ)することが可能」と表記するべきではないか。	—	用語として、名寄せに統一する。	9_その他
2.2.7.特殊な事情により業務に閉じたデータ利用が必要な場合の宛名管理方針	住登外登録においてはDV 被害者等、業務間でのデータ共有が望ましくないワンスオンリーの例外的な処置が必要な物がある。また、社会保障サービスの提供において、明確な本人確認の実施より迅速なサービス提供を優先する場合もある。この場合、システム上は宛名番号が必要となるため、正確な個人確認ができない状態でも便宜的に宛名番号を付番し、処理を実施することとなる。これらの場合、その住登外宛名番号は当該事務や、それらの特殊事情が共有できる事務の範囲でのみ利用されるべきであって、広くデータ連携に利用される宛名番号として活用してはならない。業務間共有を原則としつつも、業務に閉じたデータ利用にも配慮した付番ルールを整備しなければならない。	住登外者宛名番号については、住登外者宛名番号管理機能で共通的に管理する方針は維持。	機能を追加するとすればフラグを立てて業務IDで検索対象から除外する等が考えられる。 ＜構成員への情報提供依頼＞ 特定の業務のみ参照できるようにする制御の必要性及び基本4情報が他のシステムも参照できることによる具体的な不都合があれば情報提供をお願いいたします。	(未定)

2.2.その他仕様の疑義や不足の解消に関するサブ課題対応方針案

つづき

サブ課題	構成員の意見	考え方	対応方針（案）	取り扱い
2.2.8.外国人氏名の入力方法の確認	<p>住登外情報の入力時にINPUTは税等の申告書と想定するが、入力できない項目が項目定義書に規定されており、どの情報から入力することを想定しているかの記載が必要と考える。具体的には、氏名が日本人・外国人別に規定されているが、税等の申告書からは日本人・外国人の区別がつかず、また外国人についてアルファベット名と漢字名を分けて記載することができない。</p> <p>住登外者宛名番号管理について 自治体は、受理した届出書（例：税の申告書）等の情報をもとに住登外者を入力する運用であるが、項目定義書（住登外者宛名番号管理）ではその時点では入力できない項目が規定されている。</p> <p>項目の具体例としては、氏名が日本人・外国人で別項目として規定されているが、税の申告書のような受理した届出書によっては日本人・外国人の判断もつかないと考えられる。また、外国人のアルファベット名と漢字名を分けて記載されないので、入力できない項目であると想定している。</p> <p>※具体的なフローが明確になっていないことにより、このような課題が発生していると考える。</p>	項目は住民記録システムの基本データリストと整合させている。	業務・手続きによって国籍情報や漢字アルファベットを分けて取得ができない場合には、入力可能な項目に入力頂く運用対処にて対応いただく想定。	4_既存仕様にて規定済

2.2.その他仕様の疑義や不足の解消に関するサブ課題対応方針案

つづき

サブ課題	構成員の意見	考え方	対応方針（案）	取り扱い
2.2.9.住民記録システムにおける再転入者検索の対象への住登外者の追加	<p>「住民記録システムにおける再転入者検索の対象に住登外者も含む」と住民記録システム標準仕様書に定義すべきではないでしょうか。</p> <p>住登外者として登録している情報を利用せず、住民記録システムで新たに入力して他業務のシステムでその情報を変更するという運用は、煩雑であり、対象者情報の変更漏れのリスクがあるため。</p>	-	「2.1.3.住登外者転入時の宛名番号の引き継ぎ」とあわせて検討予定。	(未定)
2.2.10.転出後に住登外者となった場合の住民票の除票の取扱いの確認	<p>「⑤転出」について</p> <p>「住民記録システムで付番された住民宛名番号を引き続き利用することが可能」とあります。</p> <p>可能ではありますが、必須でないと理解しています。(特に住登外として管理すべき情報のない個人の場合)しかし、その際も住民記録システムの除票においては引き続き管理され、その際はここで言う住民宛名番号で管理されることと推察します。</p> <p>当該住民が後に住登外となった場合(固定資産を取得するなど)、住登外宛名番号が付番されることとなります。この時、住民票の除票のみ異なる宛名番号で管理されることとなりますが、この点について総務省は特に課題としていなかったでしょうか。</p>	-	住民票の除票の情報は他システムとの連携が想定されていないため、他システムにおいて住登外者宛名番号が付番されることに問題はないと考える。	9_その他

3. 住登外者の名寄せ・移行の方針確認

3.1.1.住登外者宛名番号管理の既存データの名寄せ方針明確化

住登外者に関する既存データの移行やシステムの利用開始後の名寄せの方針について不明瞭な部分があるため、明確にすべきとの意見が多数挙げられた。

仕様書の規定

共通機能標準仕様書:本編

2.3.5.住登外者宛名番号管理に係る既存データの考え方

既存システムから住登外者宛名番号管理機能に係る既存データ（住登外者宛名番号等）を移行する際の考え方を以下に示す。

①本機能で規定する住登外者宛名番号の付番ルールの適用は新規付番に限り、付番済み番号の再付番は不要とする。

②本機能では、住登外者宛名番号を重複して管理することを想定していないため、**移行する既存システムの住登外者宛名番号が、すでに本機能で利用されている場合、もしくは移行しようとする既存システム間で住登外者宛名番号の重複が発生している場合は、重複を排除したうえで、本機能に移行する必要がある。**

③住登外者宛名番号の新規付番時に、移行済みの既存データと重複した住登外者宛名番号の付番を回避する必要がある。

④既存システムが本機能の利用を開始する際、複数の既存システムで管理されている住登外者宛名の名寄せを行うことは不要とする。

構成員の意見

- ✓ **現在管理している住登外について、当初全件を住登外者宛名管理機能に登録するかどうかわからない。**過去に登録された**住登外の4情報で完全に同定することは難しい**と考える。微妙な表記の揺れや4情報全てが登録されていないこともあり得る。**自治体職員の目検で同定する作業が発生し、その作業量は膨大なものとなる。**
- ✓ 「住登外者宛名番号管理に係る既存データの考え方（共通機能標準仕様書 2.3.5）」について、**より具体的な内容としていただきたい。**共通機能標準仕様書2.3.5において、既存システムから住登外者宛名番号管理機能に係る既存データ（住登外者宛名番号等）を移行する際の考え方が示されているが、宛名管理機能の**利用開始の際に既存システムからのデータ移行を必要としている想定なのかが読み取れない。**同項①において作番済み番号の再付番は不要、④において名寄せを行うことは不要、とそれぞれ記載されており、ここだけから読み取ると既存システムからのデータ移行は不要と想定できる（データ移行において、作番済み番号の重複除去・名寄せは必須と考えるため）。しかしながら、②③においてはデータ移行を必要とするような記載がされているため、示されている考え方が不明瞭な状況。また、データ移行を必要と想定している場合、②③は名寄せにあたる内容で④と矛盾が生じている。作番済み番号の再付番、名寄せを不要としている以上、既存データの移行は行わず、宛名管理機能が利用開始されるタイミングで当機能に登録されている住登外者は0件と認識している。当認識から、共通機能標準仕様書2.3.5において「移行」という単語を使用していることが混乱に繋がっている。
- ✓ 名寄せについて、既存データの名寄せは不要であると標準仕様書に記載がある。この場合、**住登外者宛名番号管理機能の自治体で住登外を一意にするという目的は達成されない。**また名寄せを実施するとしても機械的には行えず自治体職員に依頼する場合、職員の負担が大きい。また、住登外者宛名番号管理機能の運用開始後に名寄せを行った場合、**名寄せ後の各業務システム側の宛名番号を名寄せ先宛名番号に変更する必要があるなど、業務システム側の影響が大きい**ため、名寄せについて再考いただきたい
- ✓ 現在公開されている仕様の名寄せや**名寄せ後の各業務システムの対応が明確でない。**

3.1.1.住登外者宛名番号管理の既存データの名寄せ方針明確化

共通機能標準仕様書「2.3.5.住登外者宛名番号管理に係る既存データの考え方」で示しているものの、わかりにくい表現となっていることから、改めてその考え方を示すとともに、必要な箇所について表現の見直しを検討する。

考え方

住登外者宛名番号管理の既存データの考え方は、対応方針（案）に記載のとおり。



対応方針（案）

取り扱い

9_その他

内容

移行時並びに運用開始後の名寄せに係る考え方は以下の通り。現状で明記できていない内容は仕様書に反映する方向で検討する。

■データ移行時

- ① 住登外者宛名番号管理機能へ**既存データを移行することは必須**
- ② **住登外者宛名番号間での重複、住民宛名番号との重複を排除することは必須**
(後者は「2.1.2.宛名番号（住登者・住登外者）の付番方針明確化」にて整理)
- ③ 既存データを名寄せしたうえで、データ移行することが望ましいが、名寄せの困難であること、相当の作業工数が見込まれることから、**名寄せすることは必須としない**

■標準準拠後の付番

- ① 宛名番号（住民宛名番号、住登外者宛名番号）が重複しないように付番する。
(後者は「2.1.2.宛名番号（住登者・住登外者）の付番方針明確化」にて整理)

■標準準拠後の名寄せ

- ① 各基幹業務システムにおいて、宛名の重複が判明した時点で名寄せを行うこととする。また、名寄せは宛名を紐付ける処理であって、宛名番号を振り替えることは想定していない。

3.2.その他住登外者の名寄せ・移行の方針に関するサブ課題への対応方針案

その他サブ課題に紐づく意見に対する、対応方針（案）等は以下のとおり。

サブ課題	構成員の意見	考え方	対応方針（案）	取り扱い
3.2.1.住登外者宛名番号の再付番の考え方の明確化	住登外者宛名番号の再付番の考え方について検討が必要。各基幹業務システムで現在管理している住登外者宛名番号は、標準化を機に一律見直しが必要となることが想定される。再付番が前提であるとの理解でよいかを確認したいため。	－	住民宛名番号、住登外者宛名番号で重複があれば、再付番が必要。なければ不要。	9_その他
3.2.2.住登外者の初期セットアップの実施主体の明確化	住登外者の初期セットアップについて、各業務システムとの調整は住登外者宛名管理機能を提供するベンダーが主体となって行うと理解したのでよいか。 初期セットアップは多数の業務システム、ベンダーとの調整が必要なことが想定され、業務システムを単独で導入している場合に情報が遅れることが想定されるため。	－	ご認識の通り。	9_その他
3.2.3.運用フローにおける住登外者宛名番号管理機能への登録タイミングの明確化	(3) で記載した内容から、どのタイミングで宛名管理機能への登録を実施するか、業務フローを明確化するべきと考える。登録を実施する(促す)業務フローが明確化されない限り、既存システムに存在する住登外者情報は、そのまま宛名管理機能への登録がされない状態で運用が続くことが予想される。	－	「3.1.1.住登外者宛名番号管理の既存データの名寄せ方針明確化」に記載の通り、住登外者宛名情報の住登外者宛名番号管理機能への移行は必須の想定。運用開始後の名寄せフローについては、以下2つのフローとの関係を考慮しながら規定する方向で検討する。 (2) 住登外者の基本4情報及び個人番号変更 (5) 標準準拠システムが名寄せを行った場合の更新（「① 住登外者重複登録の気付き」の規定あり）	9_その他

— 4. その他

その他宛名管理に関するサブ課題への対応方針案

その他サブ課題に紐づく意見に対する、対応方針（案）等は以下のとおり。

サブ課題	構成員の意見	考え方	対応方針（案）	取り扱い
4.2.1.本人確認・個人の特定方法の確認	<p>今の提示されたフローでは同じ個人でも同一の判定は難しく、一意に振られるのは個人番号がある場合だけではないか。</p> <p>同じ個人での判定が難しくければ、同一番号とせず、とりあえず払い出してもらい、後から名寄せすることも考えられる。この場合名寄せのフローが必要であるのと、判定が難しくればどうすればよいかの指針の提示が必要。また、登録時に必ず同一かどうかの判定をするルールである場合、運用上支障があると思われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本4情報のみで同一人の判定が困難であれば、新規に住登外者宛名番号を付番することを想定。 ・名寄せを行う場合は、まず基幹システム側で名寄せが行われるものと認識しており、その際のフローは標準仕様書に記載済み。 	現在の仕様からの修正は不要と考える。	9_その他
4.2.2.基本4情報以外の識別情報（マイナンバー）による本人確認方法の整理	<p>住登外者登録時の個人確認手段の明確化が必要となる。</p> <p>個人確認は個人特定(いわゆる本人確認)と、特定された個人がすでに登録済みであるかを確認する当人確認の二段階の手続きとなる。</p> <p>本人確認結果としてどのような個人識別情報を得られるかが当人確認の方法を規定する。典型的な個人識別情報が四情報であるが、文字や表記のゆらぎ、住所については頻繁に変更されることから、住基ネットを用いて最新状況が確認できる場合を除いて四情報は個人識別情報としての使い勝手は悪い。本人確認方法が免許証や被保険者証の場合、免許証番号や被保険者証の記号番号のほうが個人識別情報としては利用しやすい場合が多い。これらの情報の適切な組み合わせを当人確認手段として本人確認手段の明確化と合わせて整理する必要がある。当然、個人識別情報として最も有効なものはマイナンバーであり、個人番号利用事務においてはマイナンバーを用いて当人確認を実施すべきである。</p> <p>まずは標準化対象20事務の中で、個人番号利用事務以外で住登外宛名が必要となる事務にどのような物があるのか、それら事務において本人確認はどのように行われ、どのような個人識別情報が入手可能なかを整理した上で、当人確認手段を具体的に定義する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認手段は自治体の運用による部分が大きい。 ・業務によって基本4情報以外の情報（被保険者番号等）で個人を特定することは想定されるが、運用面で考慮される点であり、仕様書として定義するものではないと考える。 	運用に係る部分である為、仕様書としては定義しない。	9_その他

その他宛名管理に関するサブ課題への対応方針案

つづき

サブ課題	構成員の意見	考え方	対応方針（案）	取り扱い
4.2.3.システム跨ぎの基本4情報を利用した本人確認方法の確認	宛名番号が付番済みか確認するために4 情報を利用する想定であるが、業務システムごとに漢字文字コードが異なる(統一文字かJIS2004 か)という状況において、正しく本人確認ができるのか疑問	-	システムごとに漢字文字コードが異なることにならないように検討を進めているところ。年度内には整理のうえ、公表予定。	9_その他
4.2.4.共通的な宛名情報の相互利用の検討スケジュールの確認	<p>検討概要資料において「共通的な宛名情報の相互利用は今後の検討事項」とされていますが、「今後」のスケジュール感については明示いただきたいと考えています。</p> <p>宛名管理機能についてはベンダ毎に独自施策システムとして作り込むことになると考えています。仮に2023年度に新たな方針が示されても2025年度までの対応は厳しいため、2026年度以降をターゲットとした検討課題として、十分に時間をかけて議論を進めたほうがよいのではないかと思います。</p>	-	宛名情報の一元管理については、移行支援期間（2025年度まで）後の検討課題としたい。	9_その他
4.2.5.申請管理における本人特定のためのAPI追加	ワンストップサービスの推進等を踏まえると、集約管理されていく方向が良いのではと思います。なお、申請管理システムが本人特定をする為の宛名情報取得のI/F仕様も申請データのAPIと同様に規定することで実装がしやすくなると思います。※その際の連携元の規定に本論点に関連してくるのかなと思慮。	-	住民の宛名情報取得に関しては、申請管理システムと住民記録システム間の番号紐付情報の連携について住民記録システム標準仕様書において定義済みであり、今後、共通機能標準仕様書においても機能要件として当該連携機能を定義する方向で検討する。住登外者の宛名情報取得に関しては、宛名管理システムを標準化対象とした場合の検討スコープとする。	9_その他
4.2.6.団体内統合宛名機能における変換処理の確認	団体内統合宛名機能を利用した副本登録について、インタフェースは中間サーバーに送信するインタフェースに統一され、団体内統合宛名機能としては宛名番号を団体内統合宛名番号に変換するのみという理解で良いか？	-	ご認識の通りです。	4_既存仕様にて規定済

参考) 住登外者の管理パターンの比較

基本4情報以外も含む宛名情報の正本は、各基幹業務システムにて分散管理を行う考え方を前提に、比較検討した結果として、住登外者宛名番号の管理機能を集約することに加え、名寄せを目的に基本4情報を参考情報として保有する形が現時点の最適案であると評価した。

#	パターン	概要	管理データ			システム構成	名寄せ	ワンスオンリーに向けた拡張性※
			宛名番号	個人番号	基本4情報(取り扱い)			
1	宛名の付番機能のみ集約	付番機能を集約し、個人番号のみ保有	✓	✓	—	◎ 最もシンプル	✗ 個人番号がない場合は名寄せできない	✗ 基本4情報を保持しないため利用できない
2	基本4情報を参考情報として保持(業務IDでフラグ付け)	基本4情報を20業務が共同で編集。必ずしも、基幹業務システムとの同期は不要	✓	✓	— (参考情報)	○ 必要最小限の機能のみ保持	○ 個人番号がない場合も、基本4情報を利用して名寄せ可能	△ 必ずしも最新情報ではない可能性があるが利用可能
3-1	基本4情報の副本管理①(業務IDでフラグ付け)	基本4情報を20業務が共同で編集。基幹業務システムとの同期が必要	✓	✓	— (副本)	○ 同上	✗ #2と同様に名寄せは可能であるが、各基幹業務システムとの完全な同期は困難であり、副本としては管理困難	△ 利用はできるものの、左記の通り20業務横断の副本は管理困難
3-2	基本4情報の副本管理②(カラム分割)	基本4情報を業務ごとに分けたカラムで管理	✓	✓	— (副本)	✗ 不要なカラムが大量に発生する可能性あり	○ #2と同様に名寄せは可能であり、カラムが競合しないため、業務ごとの副本として管理可能	○ 業務ごとの最新のデータを保持しているため、選択可能

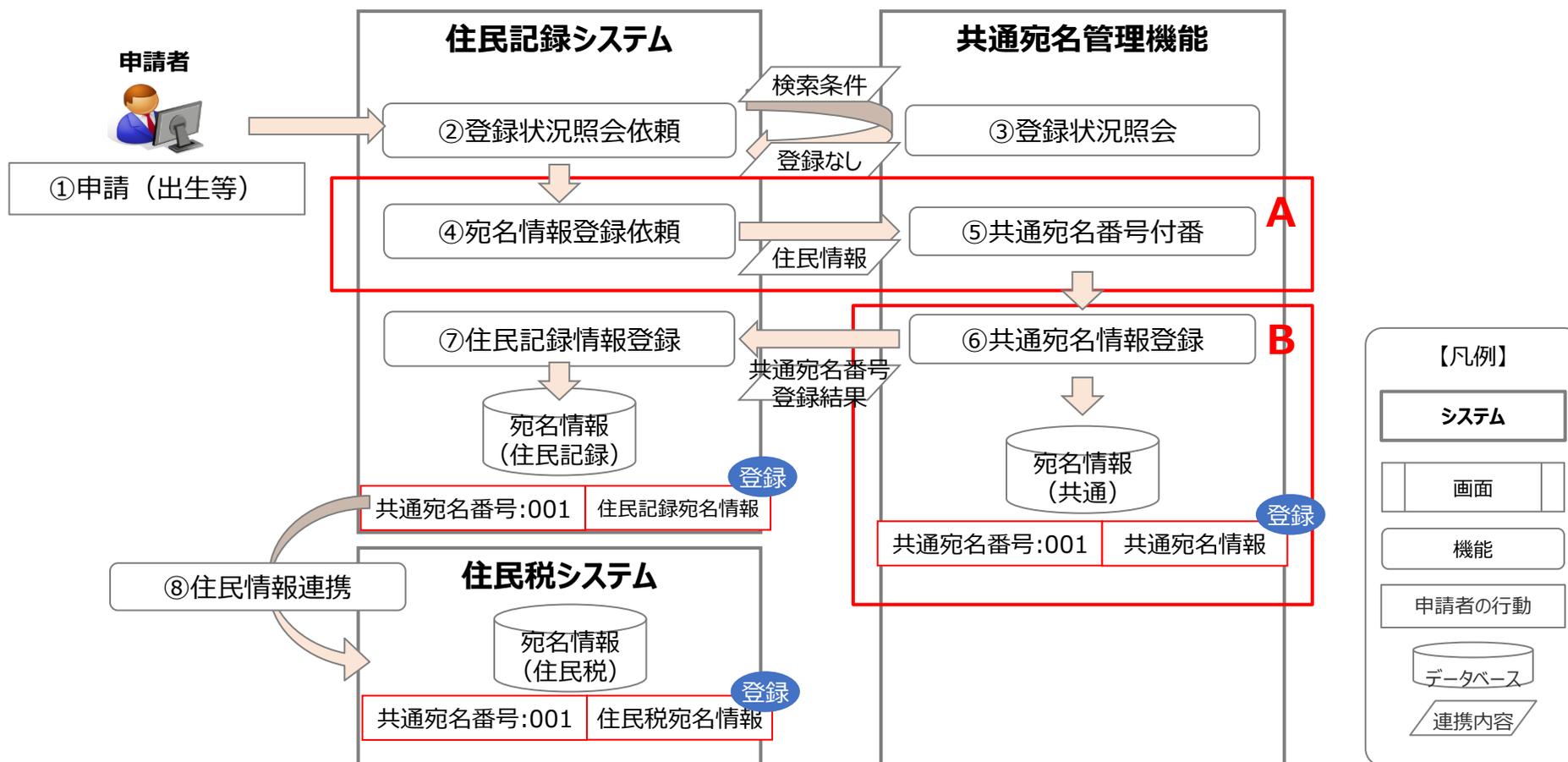
※将来的に住登外者情報をマイナポータル等から参照するDBとして利用できるか(マイナンバーカードでのログイン時の本人認証を前提とする)

参考) 令和3年度時点での検討結果

デジタル庁にて令和3年度に検討した宛名管理の全体像は以下の通りであった。

✓ 共通宛名管理機能にて住民 (住登外者含む) を一意に特定する「共通宛名番号」を付番する。各基幹業務システムは必ず共通宛名管理機能を経由して住民 (住登外者含む) の登録を行う (A)。

✓ 共通宛名管理機能にて共通宛名番号と紐づいた住民 (住登外者含む) の宛名情報のうち各業務で共通的な情報として「共通宛名情報」を管理する。共通宛名情報は共通宛名管理機能が管理し、各基幹業務システムは業務個別の宛名情報を管理する (B)。



令和3年度の検討では、「庁内における宛名情報を適宜共有(相互利用)しやすくし、住民(住登外者含む)に対するサービス提供の迅速化を図る」ことを念頭に、ベンダー調査等を踏まえて宛名管理機能を整理。今般の共通機能で規定するところとして宛名番号の付番に特化した機能として整理した。

① 宛名番号のみの管理とした理由

宛名情報としての管理対象を選定するため、各業務で保持している連絡先等を含めた共通事項について、複数ベンダーに対して調査を実施。調査の結果、ベンダーごとに宛名情報として管理している項目について大きな乖離(例:電話番号、法人宛名管理有無等)があること、また当該宛名情報を利用する業務システムについても大きな乖離があることがわかった。

共通的な宛名情報にアクセスするためには、BPR及び制度的な整理(条例等含む)が必要であるところ、今般の共通機能の標準仕様書においては、共通的な宛名情報の相互利用は今後の検討事項とし、宛名情報を相互に利用可能とするための宛名番号の付番・管理を標準化の対象とした。

② 一意の番号としていない検討根拠

住民、住登外者に共通して付番する共通宛名番号について検討したが、この場合、住民記録システムで出生等の異動処理が、共通機能で宛名番号を付番しないと完了できない、という依存度が高いことを課題として捉え、住民記録システムのみで処理が完結できるよう、住民記録システムで住民宛名番号を付番することで整理した。

③ 住民記録システムで管理・付番する住民宛名番号を住登外者であつかえないのか

住民記録システム側で住民宛名番号を住登外者含めて管理することが必要になるが、住民記録システムは住民基本台帳法に基づき住民に関する情報を扱うものであり、住民でない個人(住登外者)を取り扱うことはそぐわないと判断した。

④ 団体内統合宛名番号を採用しない理由

情報連携に用いる番号であり、個人番号と1:1で管理される必要があるため、マイナンバー利用事務以外で利用することを想定していない。宛名番号を用いる業務システムはマイナンバー利用事務に限らず多岐に渡るため、団体内統合宛名番号を利用しないこととした。

また、住登外者を含めて団体内統合宛名番号を付番する場合、現状システムごとに管理されている住登外者宛名番号をすべて名寄せする必要がある、本対応を、標準化の対応のなかで実施するのは困難である、というご意見等もあった。

令和3年度の検討では、「庁内における宛名情報を適宜共有(相互利用)しやすくし、住民(住登外者含む)に対するサービス提供の迅速化を図る」ことを念頭に、ベンダー調査等を踏まえて宛名管理機能を整理。今般の共通機能で規定するところとして宛名番号の付番に特化した機能として整理した。

また、宛名番号を利用するシステムは、マイナンバー利用事務系に限らず、自治体内で多岐に渡るため、宛名番号付番のための個人特定に利用する項目について、マイナンバーを必須とせず、基本4情報で実施することとした。

以上を踏まえて、宛名管理に関して下記の通り整理

① 宛名番号

1. 住民宛名番号：住民記録システムが住民を一意に特定するために付番する番号。連携要件で、住民記録システムから各基幹業務システムに共通の宛名番号を提供
2. 住登外者宛名番号：住登外者宛名番号管理機能(共通機能標準仕様書で規定)が住登外者を一意に特定するために付番する番号。番号利用事務に限らず、幅広く自治体事務で利用
3. 団体内統合宛名番号：団体内統合宛名機能(共通機能標準仕様書で規定)が、副本情報を中間サーバに送信するため、住民及び住登外者を一意に特定するために付番する番号

② 宛名情報

宛名情報とは、「宛名番号 + 基本4情報 + 連絡先情報/送付先情報」を指す

③ 「宛名管理システム」の取扱い

1. 宛名管理システムは「宛名情報」を一元管理するものと定義(宛名番号等を付番ではない)
2. 宛名情報を一元管理する際は、宛名管理システムを標準準拠システムと疎結合の形で構築

④ 転入

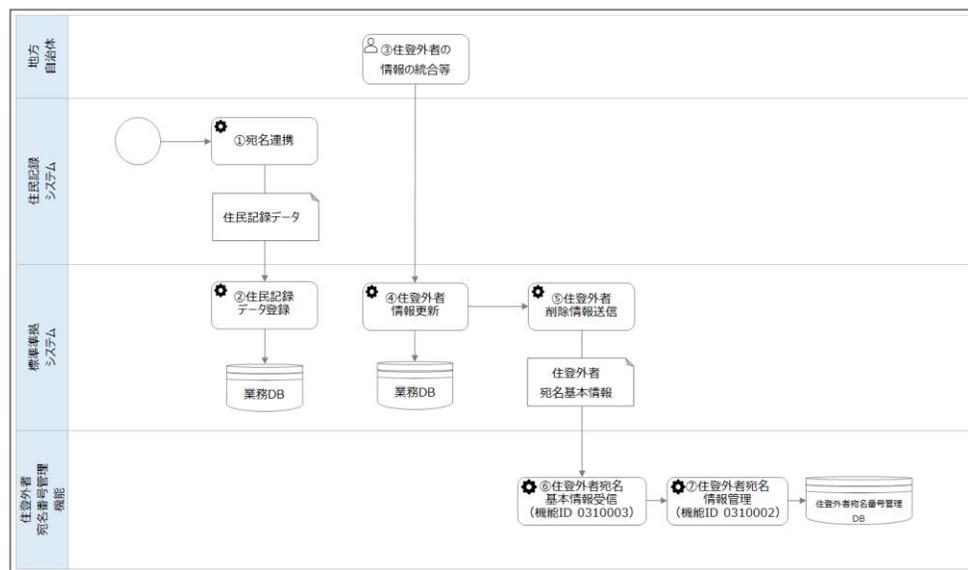
1. 住民記録システムにおいて、転入処理を実施後、住民記録システム以外のシステムに対して連携住登外者としての登録有無にかかわらず、住民記録システムで新規付番することを想定(再転入の場合は、住民記録システムの標準仕様書に従う)
2. 転入者が住登外者として登録されていた場合、住民記録システム以外のシステムにおいて転入者の住民情報と元の住登外者情報を統合することが可能

⑤ 転出

1. 住民が転出し、住登外者登録が必要な場合、住民記録システム以外のシステムにおいて住登外者登録を行う。このとき、住民記録システムで付番された住民宛名番号を引き続き利用することが可能

参考：標準仕様書本編 (4)住登外者が住民になった場合の処理

標準仕様書1.0版において、住登外者が住民になった場合、住民記録システムで新規付番された住民宛名番号を基幹業務システムが受け取り、基幹業務システムにおいて住民宛名番号に過去の住登外者宛名番号に関連づいた情報を統合・紐づけすることとしている。



① 宛名連携

住民記録システムは、標準準拠システムに住民記録データを連携する。

② 住民記録データ登録

標準準拠システムは住民記録データを受信し、登録する。

③ 住登外者の情報の統合等

地方公共団体は、当該住民が住登外者から住登者となったことを契機に、当該住民を住登外者としての管理から住登者としての管理とするために、標準準拠システム内において、当該住民の情報の統合や紐づけを行う。

④ 住登外者情報更新

標準準拠システムは、入力された情報をもとに、標準準拠システムの仕様に従って業務DBの更新を行う。

⑤ 住登外者削除情報送信

標準準拠システムは、住登外者宛名番号管理機能の住登外者基本情報更新APIを利用し、住登外者として管理対象外となった住登外者宛名基本情報及び削除要求を送信する。

⑥ 住登外者宛名基本情報受信 (機能ID 0310003)

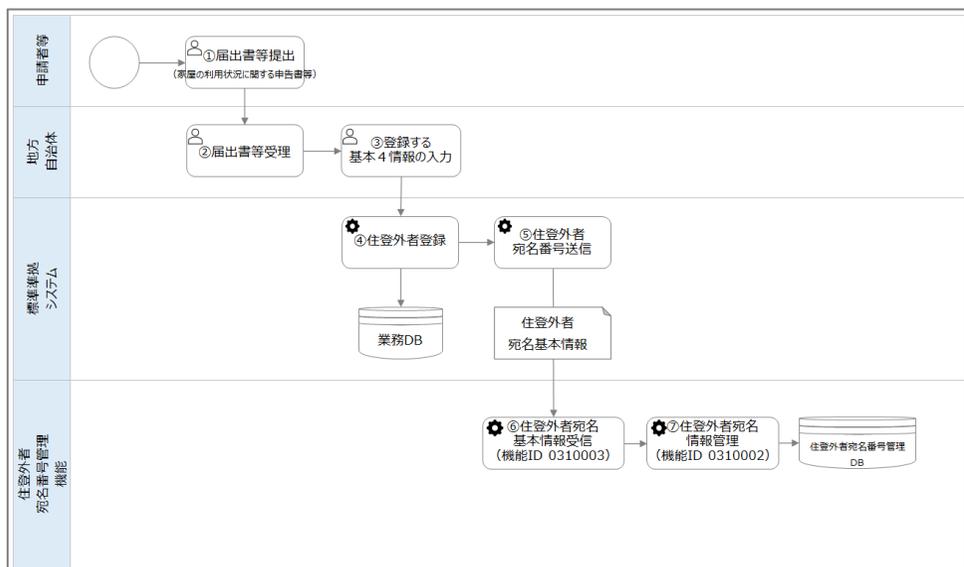
住登外者宛名番号管理機能は、標準準拠システムから、住登外者宛名基本情報及び削除要求を受け取る。

⑦ 住登外者宛名情報管理 (機能ID 0310002)

住登外者宛名番号管理機能は、受信した住登外者宛名基本情報を住登外者宛名番号管理DBから削除する。ただし、削除依頼を受信した際、依頼元の業務ID、もしくは独自施策システム等IDを削除し、登録されている業務ID及び独自施策システム等IDが全て削除された場合のみ、当該住登外者宛名基本情報を削除する。

参考：標準仕様書本編 (3) 住民が住登外者になった場合の住民宛名番号の引継

標準仕様書1.0版では、住民が住登外者になった場合、住民宛名番号を引き継いで住登外者宛名番号として管理することとしている。



- ① 届出書等提出**
住登外者は、住登外者の登録が必要な届出書等を地方公共団体に提出する。
- ② 届出書等受理**
地方公共団体は、届出書等を受理する。
- ③ 登録する基本4情報の入力**
地方公共団体は、受理した届出書等の情報をもとに、当該住登外者が元住民であったことを確認する。転出先住所等を含めた住登外者の基本4情報を住民記録システムから連携された転出情報により確認し、入力する。
- ④ 住登外者登録**
標準準拠システムは、入力された情報とともに、当該住登外者が住民として登録されていた際に利用していた住民宛名番号を引き継ぎ、「住登外者宛名番号」とみなして登録する。
- ⑤ 住登外者宛名番号送信**
標準準拠システムは、住登外者宛名番号管理機能の住登外者宛名番号付番APIを利用し、住登外者宛名基本情報を送信する。
- ⑥ 住登外者宛名基本情報受信 (機能ID 0310003)**
住登外者宛名番号管理機能は、標準準拠システムから、住登外者宛名基本情報を受け取る。
- ⑦ 住登外者宛名情報管理 (機能ID 0310002)**
住登外者宛名番号管理機能は、受信した住登外者宛名基本情報を住登外者宛名番号管理DBに新規に登録する。